

美瑛町起業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美瑛町内において新たに創業する事業者に対し、創業に必要な費用の一部を補助することにより、町内商工業の振興と活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食業とは、食事又は飲み物を提供する事業のことをいう（持ち帰り・配達飲食サービス業を含む。）。
- (2) 宿泊業とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を得て、宿泊又は宿泊と食事を提供する事業所をいう。ただし、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）による民泊を除く。
- (3) 小売業とは、個人用又は家庭用消費のために店舗において商品を販売する事業のことをいう。
- (4) 生活関連サービス業とは、洗濯業、理容業、美容業、浴場業をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱において、美瑛町起業支援事業補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること
 - ア 個人事業者にあつては、当該補助事業完了までに個人事業の開業の届出（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を言う。）を行い、町内で事業を行う者
 - イ 法人にあつては、当該補助事業完了までに町内を本店所在地とした法人の設立の届出（法人税法（昭和40年法律第34号）第148条第1項の規定による届出をいう。）を行う法人の代表者

- (2) 継続的に事業経営を行うための具体的な事業計画を有する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象

者としない。

- (1) 市区町村民税、美瑛町上下水道料、大雪地区広域連合国民健康保険料、大雪地区広域連合介護保険料、北海道後期高齢者医療広域連合保険料に滞納のある者
 - (2) 他の者が行っていた事業を継承して創業する者
 - (3) 過去に当該補助金の交付を受けた者
 - (4) 国、北海道その他の公的機関の企業支援制度等により補助金を受ける者
 - (5) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美瑛町条例第19号）第2条第1項第1号から第3項に規定する暴力団関係者
 - (6) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業
 - イ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
 - ウ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業
- （補助対象となる業種）

第4条 当該補助金の交付の対象となる業種は、飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、工事費、修繕費、改造費、機械器具費、備品購入費、看板等構築物費、広告宣伝費のうち、補助金の交付を受けようとする年度の3月末日までにその支払いが完了するものであって、町長が適当と認めたものとする。

2 補助対象経費は原則として町内事業者に支払う経費とする。ただし、町内で調達ができない場合で町長が必要と認めたときは、この限りでない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の3分の1に相当する額とする。ただし、当該経費の3分の1に相当する額が100万円を超えるときは、100万円とする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助対象期間)

第7条 補助金の交付対象となる期間は、交付決定日からその属する年度の末日までとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美瑛町起業支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請額算出調書(別記様式第2号)
- (2) 美瑛町起業支援事業収支計画書(別記様式第3号)
- (3) 美瑛町起業支援事業計画書(別記様式第4号)
- (4) 美瑛町起業支援事業補助金の返還にかかる誓約書(別記様式第5号)

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、美瑛町起業支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は前項の決定に際し、申請者に条件を付することができる。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第13条に規定する補助金額の確定後に交付するものとする。

(内容又は経費の配分の変更)

第11条 申請者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更するときは、あらかじめ美瑛町起業支援事業補助金にかかる変更承認申請書(別記様式第7号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 申請者は補助事業が完了したときは、速やかに美瑛町起業支援事業補助金実績報告書(別記様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 美瑛町起業支援事業支出内訳書(別記様式第9号)

(2) 美瑛町起業支援事業収支報告書（別記様式第10号）

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美瑛町起業支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助対象者が前条の規定による交付額確定通知を受け取ったときは、速やかに美瑛町起業支援事業補助金にかかる精算払請求書（別記様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（補助金等の決定の取消し及び返還）

第15条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

（帳簿及び書類の備付け）

第16条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかななければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。